

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成26年2月4日(火)

杉 並 区 議 会

目 次

第1回定例会に係る調整事項について	3
定例会の提案事項について	3
予算特別委員会について	
(1) 設置・構成について	4
(2) 正副委員長の選出について	4
(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	4
(4) 委員の席次について	6
(5) 資料請求について	6
定例会の日程について	7
本会議の会議録署名議員について	8
本会議の説明員について	8
一般質問について	9
発言通告について	9
区議会だよりの発行協力依頼について	9
議会運営の申し合わせ事項について	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成26年2月4日(火) 午前9時59分～午前11時1分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 くすやま 美紀	理事 脇坂 たつや 理事代理 安斉 あきら
欠席理事	河津 利恵子	
理事以外の 出席議員	議長 大泉 時男	副議長 渡辺 富士雄
出席理事者	総務部長 宇賀神 雅彦	総務課長 有坂 幹朗
事務局職員	事務局長 与島 正彦 議事係長 野澤 雅己 議会担当係長 杉原 正朗 担当書記 上野 和貴	事務局次長 朝比奈 愛郎 庶務係長 本島 健治 調査係長 小塩 尚広

(午前 9時59分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日は、河津理事が欠席なので、代理で安斉議員が出席している。

《第1回定例会に係る調整事項について》

富本理事 それではまず、第1回定例会に関して、理事者からの説明がある。

総務部長 私から3点、お願いしたい。

1点目は、式典のお願いである。本年3月11日で、東日本大震災が発生してから3年になる。杉並区ではこの間、南相馬市を初めとして被災地に対してさまざまな形で支援を行ってきたが、津波対策、放射能の除染問題など、復興にはまだ多くの時間がかかることが想定される。

区では、東日本大震災を風化させてはならないという決意と、いつ発生してもおかしくない首都直下地震の防災への意識向上を図るため、昨年引き続き、3月11日に、式典と区民参加型の訓練を実施したい。

については、3月11日は第1回区議会定例会の会期中であるが、以上の趣旨から、この日は委員会も開催しない方向で、ご理解とご協力をお願いしたい。

続いて2点目は中間議決のお願いである。今回の定例会で土地の取得、これは荻外荘だが、議案として提案する。この件は、国の補助金に係る手続の関係から、早期に議決が必要であることから、中間議決をお願いしたい。

3点目は区立施設再編整備計画に関する区民等の意見提出手続、いわゆるパブリックコメントの報告である。1月21日からパブリックコメントを始めているが、2月20日に終了する。その結果がまとまった後の第1回区議会定例会の会期中に、この報告をする機会を設けていただきたい。

私からの説明、お願いは以上3点である。よろしく願いをする。

富本理事 ただいま3点の説明があったが、日程等に関連することは後々協議をする。そのほかで何か総務部長に対して質問はあるか。特段よろしいか。 ないようなので、理事者は退席いただいて結構である。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて、定例会の提案事項の説明を事務局から願います。

議会事務局次長 定例会の提案事項だが、資料2をごらんいただきたい。条例が12件、規約の変更が1件、土地の取得が1件、財産の処分が1件、負担付き譲与が1件、平成25

年度補正予算が合計で5件、平成26年度当初予算が合計で5件、人権擁護委員候補者の推薦についてが3件、専決処分についてが2件、合計31件である。

富本理事 詳しい内容はあすの議運で改めて説明があるが、これらについて何かあるか。
それではよろしく願います。

《予算特別委員会について》

(1) 設置・構成について

(2) 正副委員長の選出について

富本理事 続いて、予算特別委員会について事務局から説明願う。

まず、設置・構成、正副委員長の互選について。

議会事務局次長 第1回区議会定例会に、例年どおり、全議員を構成員とする予算特別委員会を設置してはどうか。

また、慣例により、委員長を議長会派から、副委員長は副議長会派から選出ということをお願いしたい。

よければ、両会派からは、個名を13日までに事務局にお知らせ願いたい。

富本理事 ただいま提案があった第1回定例会、通例どおり予算特別委員会を全議員を構成員として設置することはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのようにする。

正副委員長についても、慣例に従い、委員長を議長会派から、副委員長を副議長会派から選出でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのようにする。

正副委員長の会派の方は、それぞれ委員長、副委員長の名前を13日までに事務局にお伝えをいただきたい。

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

富本理事 次に予算特別委員会の審査方法・日程・質疑持ち時間についての説明を事務局から願います。

議会事務局次長 改めて資料3をごらんいただきたい。

先ほど総務部長から、施設再編整備計画に関し、パブリックコメントの結果の報告の機会を設けてほしいという旨の話があった。これは26年度予算にも関係するので、パブ

コメの報告は、予算特別委員会の報告事項として聴取してはいかがかと考えている。報告は、30分ほどと聞いている。

そういったことで、予算特別委員会の冒頭に報告という形になるかと思うが、その施設再編整備計画の關係の質疑が、当然、当該委員会の中で行われることが予測される。そこで、持ち時間はそれぞれのブロックで1人当たり1分を追加し、従来の1人6分を1人7分で割り当てをした。その結果、従来、予特の実際の審査日程は8日間であったが、計算上、9日間の予定ということでいかがかと考えている。したがって、施設再編整備計画に関する質疑は、それぞれの關係するブロックの中で行うことで考えている。

富本理事 今、説明があったが、まず、総務部長からあったパブコメの結果の報告ということで、持ち時間表を見るとわかるが、自民党が最初に3日にスタートする。いつもは10時と書いてあるが、10時35分ということで、委員長の進行説明と施設再編の30分の説明があった後に、第1番目が10時35分からスタートするということがどうかと。

それから、今まで1人6分だったのが、施設再編整備計画に関しては款がまたがっているの、それぞれの場所で質問できるということも考えながら、時間を1人1分ずつ増やして7分とし、このような時間割りにしたということである。そうすると、日程が1日増えて、実質審議日程は9日となる。そういう形の案だが、何か意見はあるか。

くすやま理事 施設再編整備計画そのものは、特に1つの議案ということではないので、特別な委員会は設置しないということでの提案だと思う。そういう趣旨はわかるが、その分、1分持ち時間を多くすることで、1分多くなるのはいいが、果たして1分でいいのか。通常の予算のほかにこの計画ということだと、1分プラスということではなかなか審議がし切れないのではないかとということもあって、提案は1分プラスだが、もう少し増やすべきではないかという思いはある。

富本理事 発言の趣旨は理解するが、施設の再編等については、それぞれの廃止条例とかも出てくるので、そこでも発言の機会はある。それから、1分増やしたので、1人4分増えているわけで、そういう部分では何とかうまくやりくりをしてご理解いただきたい。

くすやま理事 それはわかる。ただ、いつも、予算に絡むのだろうと思うが、常任委員会でなくて予算特別委員会にかなり付託が多いので、大きい会派の方はたくさん時間があるかもしれないが、非交渉会派の方とかかなり時間が制約されてしまうこともあるので、議案の常任委員会あるいは予算特別委員会への付託のあり方というのが、その判断、いつも予特に付託される議案が多くて、かなり審議の時間が限られて足りないという感じがしている。だから、なるべく議案を常任委員会で審議できるようにして、予特は、議案そのものではなく、予算を審議できるように配慮いただきたいという気はする。

富本理事 付託に関しては議長と事務局で相談して決めるので、そういう意見も勘案しながら、またあすの議運に報告があると思うので、よろしくお願ひしたい。

それでは、今説明があった方法、まず予特の冒頭に30分ほど施設再編整備計画のパブコメの結果を聞く。それから各ブロック1人当たり1分を追加し、1人当たり7分で各款質疑を行う。結果的に予特の日程が1日増え、実質審査日程が9日になる、これによるしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

くすやま理事 ただ、ブロックはいつもこう分かれているが、特に今回だと何か難しいというか、例えばまたがったりなんかして、きっちり……

富本理事 それは事務局から区長部局には、そういうことが予想されるということは伝えておく。複合施設なんかで、そういうのもあると思うので、それは機動的な答弁の態勢ができるようにはお伝えしておくようにする。

それでは、このような形で決定させていただく。

(4) 委員の席次について

富本理事 次に、席次についての説明を願う。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。発言者席の後ろをちょっと、blankとして、こういった形ではいかがか。3定以降の間、それぞれ会派の異動もなく、交渉会派は、決算特別委員会と同じ割り当てとしている。冒頭申したように、若干発言者席の後ろをblankにしたほうがいいと考え、少数会派の席については移動している。この割り当てでよければ、それぞれ個名を、先ほどと同じように13日までにいただきたい。

富本理事 異動はないので、こういう形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、2月13日までにそれぞれの会派で個名の提出を願う。また非交渉会派は、事務局で対応を願う。

(5) 資料請求について

富本理事 続いて、資料請求についての説明を願う。

議会事務局次長 資料5の2枚目の日程をごらんいただきたい。2月5日、あす告示、議案発送となる。2月5日午後1時から資料請求の受け付けを開始して、今回、カレンダー等の都合があり、14日の午後5時まで資料請求をいただきたい。私どものほうでは、17日月曜日にはそれぞれ各部に、請求書を配付する。各課からは、26日の午前中までに

区議会事務局へ提出してくる。翌日27日朝にはそれぞれの控室に資料を配付するという予定である。3月3日から予算特別委員会が実質審査開始なので、その2日前までには資料をお渡しするという形をとりたい。

以下は、いつものお願いになるが、重複した資料請求については、なるべく会派内で調整をしていただきたい。加えて、締め切り前に請求が集中すること、あるいは5時以降に、どうかという話があることもあるので、くれぐれも期間厳守でお願いしたい。

富本理事 資料請求の方法等については毎年と同じだが、今話があったように、資料請求の数もここ数年相当増えているので、その対応はなるべく早く、一遍に出さないでも結構なので、1枚、2枚書いたら随時出すよう、願います。

前から言っているが、少し早くもらえないのかという議論がずっとある。これに対しては、この日程でいけば無理だが、例えば前倒ししてやってみるとか、そういうことは検討したことはあるのか。

議会事務局次長 資料請求が出て各部庶務担に配り、それぞれ部の中でも調整があるので、早めるというのはなかなか難しいところという現実はある。

脇坂理事 請求できる期間を7日間から5日間にして、2日間前倒しでもらうとか、そういうのは現実的にどうか。

富本理事 今回それをどうこう言うつもりはないが、そういう声もあるので、少しでも早くもらえる方法論があるのかどうか探っていただきたい。

議会事務局長 今話があったので、部の庶務担課長会というところがあるが、そこに投げて、できるのかどうか議論をして、その上で報告したい。

富本理事 毎回こういう話が出て、無理だ無理だという話で、やってみて無理かどうかは確認して、結果的にしょうがないというのはいいが、そこはお願いしたい。

では、なるべく提出を早く、いい意味で負担のないよう願います。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会全体の日程についての説明をお願いします。

議会事務局次長 資料6をごらんいただきたい。こちらが全体の日程案である。2月13日午後1時開会、3月18日までの、会期は34日間を考えている。2月13日に始まり、まずは予算編成方針、代表質問から入る。2月14日にも引き続き代表質問から。代表質問が終わったら、先ほど総務部長から説明があった財産の取得に関して、早期議決を希望しているので、2月14日の本会議の中で議案を上程して、本会議終了後、腹案では大体午後3時ごろ、議案審査の総務財政委員会を開会したい。それで17日、18日と一般質問、

19日も一般質問が続くが、19日に、財産の取得については議決をしてはいかがか。そのほかの案件は、19日に議案上程、委員会付託という運びでいかがか。

19日、本会議終了後は、予算特別委員会を開会し、正副委員長の互選。

20日からは、常任委員会をそれぞれ開催し、2月27日、28日は1日2委員会という形で、特別委員会を開会。

3月3日からは予算特別委員会で、3月11日には、先ほど説明があったとおり、委員会開催はなしという形で、3月14日まで、実質9日間の審査。3月17日に予算特別委員会の意見開陳を行い、3月18日の本会議で議決という形でいかがかと考えている。

富本理事 今説明があった。変更点としては、中間議決の問題、総務財政委員会が入ること、中日に中間議決がある。予算特別委員会は、先ほど言ったように少し延びる、そういう形だが、ただいまの説明に何かあるか。

くすやま理事 特別委員会を通常は1日1委員会だが、ここも変わったというのは、例えば11日が休会になるからとか、そのあたりの理由か。

議会事務局次長 はい。あと予特で1日審議の日数が増えることもあり、全体の調整の中で、特別委員会は1日2委員会の形で考えている。

富本理事 卒業式、それから区職員の異動のコンピューターシステムの問題等で、毎年お尻の議論は出るが、そういう中で総合的に勘案してそういう形にしたということ。

それでは、特別委員会が1日1委員会ではない状況になっている、それから3月11日の休会もあるということだが、では、そういう形でこの日程でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、そのように、あす、議運のほうで決めていきたい。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 続いて、会議録署名議員について、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 今回は、13番のそね文子議員、47番の斉藤常男議員にお願いしたい。

富本理事 これは通例。斉藤議員には会派から伝える。そね議員は傍聴にいるので、よろしく願います。

《本会議の説明員について》

富本理事 続いて、本会議の説明員。

議会事務局次長 今回は予算の審査がある。通常の説明員プラス財政課長が入る。

富本理事 これは通例なので、よろしく願います。

《一般質問について》

《発言通告について》

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、一般質問、発言通告、区議会だよりの説明をお願いします。

議会事務局次長 まず、一般質問だが、通例、告示日の1時からということになる。あすの議運で、質問予定者について報告いただきたい。

一般質問の期間は、3日前ルールということもあるので、受付期間は、あす午後1時から7日の午後5時までということになる。これも通例だが、あす午後1時の時点で希望者が複数いる場合は、くじ引きとする。また、最終希望者も同様。

これもまたお願いだが、質問通告も最終日に集中する傾向があるので、なるべく早く通告していただきたい。

次に、発言通告だが、2月13日、本会議初日の発言通告については、2月10日の午後5時まで、19日、中日の発言通告は、2月17日午後5時まで、3月18日最終日の発言通告は、3月14日の午後5時までとなる。

次に、区議会だよりの発行協力依頼だが、こちらは資料7、今回は、代表質問、一般質問、それから意見開陳の部分の3パターンとなる。これもいつもどおりなので、また個別の発言者には担当からお願いするので、協力をお願いしたい。

富本理事 今の3点について、質問はあるか。毎回同様なので、対応していただきたい。

それから、一般質問については毎回通告が最終日に集中する。質問予定者はなるべく早目に通告するよう、円滑な運営に協力いただきたい。

《議会運営の申し合わせ事項について》

富本理事 続いて、議会運営の申し合わせ事項である。先般の理事会でも話し合ったが、会派のあり方、意見開陳の項目については保留となっていたので、まずは、資料等を見ながら事務局から改めて、この間の話では整理するということだったので、説明を願う。

議会事務局次長 まず、会派だが、一応前回の議論を踏まえ、文言としてはこういった形にした。

この項は、「会派とは同じ政策を持つ議員の組織とし、杉並区議会では1人以上とする。」という文言で提案する。こちらは、資料8として、「議会運営の実際」という本から抜粋した資料もつけた。これがいつも私どもが言う「ものの本」だが、こちらによると、会派は、「当該議会と同じ政策を持つ議員の集団」と記載されている。もちろん

法令とか条例、規則には特段の規定はなく、事実上の集団だが、議会運営委員会等により、その要件を決定すべきであるという旨が「会派」という章の中で述べられている。

3枚目の真ん中部分ぐらいに「当該議会の先例、議会運営委員会決定で議員一人でも会派の結成を認めることができます。」というような文言もあるが、この辺のことから、会派は、いわゆる議会運営上の政策集団ということで、原則は2人以上だけれども、当該議会の先例、議会運営委員会の決定で1人でも会派を認めるということなので、原則を記載した上で、杉並区議会では1人以上とするという形にした。ご検討いただきたい。

富本理事 今、会派の話があった。一応、「ものの本」と言われる「議会運営の実際」という本から事務局のほうで抜粋した。

この間議論がいろいろあったが、3のところ、「基本的な政策が一致すること」「政策を持たない仲良しクラブ的な集団は基本的には会派ではないが」、事実上、受理を拒否できないということが書いてある。「政策を持っていても一致するところがなければ集団になっても会派といわない。」これが、前いろいろ、予算で賛否が分かれたりした場合に、私どもとか多くの方が主張していたのではないかとということであり、その後、4番で、「二人以上の議員で構成すること」ということが会派としてはある。「一人一会派を認めるにしても、それは例外である。」という書き方もある。

それから、一応衆議院のホームページのほうにも、「会派は、議院内で活動を共にする議員の団体で、議員の活動の基礎となり、議会の働きの中心となるものです。議員2人以上で議長に届け出ることによって会派を結成できますが」と、そのような形で書いてある。

こういう形をつくってもらったが、この文章は矛盾している。同じ政策を持つ組織として、1人以上というのはおかしいといえればおかしい。要するに「会派とは、同じ政策を持つ議員の集団です。杉並区議会では、例外として1人1会派も認めている」とか、そういう書き方にしたほうがいい。

島田理事 例外であるというところをしっかりと明記しておかないと、1人で会派なんだと最初から認めているような形になるから、その辺は、この今の案ではだめ。

富本理事 では、今言い直したが、会派とは、同じ政策を持つ議員の、集団という言い方と組織という言い方があるが、「議会運営の実際」には「集団」と書いてあるので、「会派とは、同じ政策を持つ議員の集団とする。ただし、杉並区議会は、例外として1人1会派も認めることとする」と。

脇坂理事 「認めることとする」になると、またこの前みたいな含みを持つという話に戻らないか。

富本理事 では、何かいい文章は。言いたいことはそういうこと。

脇坂理事 前半の部分はそれでいい。

富本理事 「例外として1人1会派で構成することもできる」とか。同じところをぐるぐる回っているという気もする。「認める」のであれば、誰が認めるのかということになるから、認めるという言葉は使わないほうがいいという議論が、たしか共産党から出た。

議事係主査 今の話で、杉並区議会は認めるという形になるかと。

富本理事 誰がというのは、議長がとか個人的なことではなくて、議会という組織が認めるということだから、それだったら大丈夫だろうという言い方で日本語は捉えられるということか。

議会事務局次長 認めるという言葉では、当初出たような違和感が。区議会がということになるとちょっと漠としたというか……

富本理事 区議会という組織全体として認めているということ。

議会事務局次長 それで認識できる、あるいはその言葉遣いで違和感がないということであれば、私どもはそういった形でもいいのかと考える。

くすやま議員 杉並区議会では例外として……

富本理事 「1人1会派も認めるものとする」とか。

新城議員 なぜ例外になるのか。これまでの歴史や経過だと、1人でも会派としてやってきた経緯がある。それを「例外」とあえて入れる必要があるか。

島田理事 この本の助言者によると、「一人一会派を長く認めていますと、それが普通の状態となります。例外であることを感じなくなりますから注意を要します。」というふうに言っている。

富本理事 一応そういうことで、長年の慣例ではそうだが、それが実際どうだったのかというのもある。そこは、申し合わせをする事項において確認したほうがいいということ。

島田理事 今の発言したように、例外であると感じなくなってしまうのが区議会の現状だということ、逆に言えば。

富本理事 いろいろ無会派制とかいう議論もあるが、うちの議会は基本的に会派制を認めた上で議会運営がされている大前提があるので、その議論を変えていきたいのであれば、会派制を覆す形で議会の構成が変わって、その形で主張されてそういうシステムに変われば、それはそれで対応していくことになると思う。原則会派制を用いているという現実があり、それで議会の構成が行われているという現実がある上では、今島田理事が言ったように、基本はそうであるということを押さえた上で認めるので、そこは理解していただきたいということ。

くすやま理事 「例外として」というのをあえて入れる必要があるのか。「議会運営の実際」がもとになっているみたいだが、これの効力というのか、これまでこの杉並区議会では、大体はこれをもとに運営がされてきたのか。

議会事務局長 法律、条例、規則等で定義されたものがないので、全国どこの自治体、議会でも、これが1つのバイブルとなって、ある常識化されて運営されている。そして杉並区議会でもそうしてきたというところ。

くすやま理事 1つのバイブルというか、基準、参考というか、そういうことだと思うが、これが絶対というわけでもないと思うので、さっきの「会派とは同じ政策を持つ議員の集団とする。ただし杉並区議会では、1人1会派も認める。」の「例外として」というのは要らないと思う。

富本理事 さっき島田理事が言ったように、例外であるということ忘れて、それが当然の権利だみたいな事例が見受けられるので、そういう議論が出ている。例外を認めているのだから、例外じゃないと厳しくすることもできる。2人以上でなきゃ無理ということもできないことはない。現に国会だって、この間くすやま理事は、国会のことを言っていたが、2人以上で議長に届けてと書いてある。例外であるということ認識した上で活動していれば、その辺がどうなのかということ、要するに助言者の意見としてあったので、入れたらどうだという意見があったということ。

島田理事 例えば302ページ、討論のところ、括弧して書いてある、「特に会派制をとっている議会では、討論は議員個人の意見ではなく所属会派の態度を表明することになりますので」と、これに反していた会派もあった。だから、ちゃんとやったほうがいいかと。杉並区議会は、これにものっとなるところまで会派として認めてきた。だから、ずっと議論がかみ合わなくて、議会運営もぎくしゃくしていたということだから、その辺しっかり認識を統一したほうがいい。

富本理事 議論としては、「例外」ということをどう捉えるかということまでは大体一致したという認識は持ったと思う。

島田理事 こういふのはどうか。「会派とは、同じ政策を持つ議員の集団とする。1人の場合は例外とする。」だから、例外として、しょうがない、会派として取り扱うよと。

富本理事 基本的には集団だから、1人というのは集団ではない、個人なわけで、そこをとり扱っているわけなので、ある意味、例外といえば例外。ただ、例外ということに対して反応する議員もいるので、そこをどうするかということで、今議論している。

くすやま理事 では、「集団とするが、杉並区議会では1人でも結成できる」とか。

富本理事 それは最初と一緒に。

くすやま理事 「するが」というふうにして、「が」というところに、しかしながら、例外とするみたいな意味合いを、という感じで。例外としてというのは何となくやっぱりひっかかる。

安斉理事代理 今議論を聞いていると、集団というのが前提なので、1人となると集団ではないので、そこは整理をしておかないと。1人というのは例外になる、どう読んでも。だから、そこを書くか書かないかだが、やはりこういうのはきちっとしておかないと、また堂々めぐりになるので、ある程度この場で結論を、この時期に出していくべきだと思う。

富本理事 これはどうか。「集団とする。ただし、運用として1人1会派も認める。」

安斉理事代理 例外という言葉は使わないということか。

富本理事 「実際の運用として1人1会派も認める」とか、「できる」とか。

議会事務局長 日本語として正しい表現は、先ほどくすやま理事からは、1人会派も結成できるみたいなことをちょっと優しげに言ったが、結成となると結びついて成るから、それはないと考えると、正しい表現としては、島田理事から話があった、「1人の場合は例外とする」というのが日本語としては正しく記されたようなイメージ。あとは、これまでの慣例上1人1会派を認めてきている現実があるので、確かに誰が認めるということがまた言われてしまうという前回からの議論があるが、「ただし、運用として1人会派も認める」ということで、誰が認めただといたら杉並区議会として認めたということで、シンプルでいいと思う。「集団とするという」前段は同じ。

くすやま理事 そうすると、今の到達点はどこか。

富本理事 「会派とは同じ政策を持つ議員の集団とする。」ここまではとりあえずいい。

その後が「ただし、運用として杉並区議会では1人1会派も認める」とか。

議会事務局長 もっとシンプルに、「ただし、1人会派も認める」だけにするか。

富本理事 杉並区議会がという主語が入ってないけれども、杉並区議会の申し合わせ事項なんだからいいと。

議会事務局長 常識的なことで。島田理事から話があった、1人の場合は例外とするという日本語は正しいと思うが、それが厳しいということであれば、1人会派も認めると。

島田理事の意見が通るということであれば、それでいいかと思う。

島田理事 まあいい、どちらでも。

議会事務局長 慣例として認めてきた現実もあるので、前段部分は合意がとれているので、「1人会派も認める」と。

富本理事 「ただし、認める」だけだと、ちょっと弱い。

議会事務局長 それならば富本理事が言った「ただし、運用として1人会派も認める」と。
富本理事 どうか「運用として」で。例外と、ないとの間。ちょうどこの本にも、運用で1人1会派が認められている云々という言葉があるので、これは運用の話をしているわけなので、「運用として1人1会派も認める」と。

新城議員 杉並の歴史から言うと、政党によらない人たちの、1人会派を認められてきたということがある。今は、例外ということではなく現実にあるということで、1人会派になっている。今富本理事が言った、「運用として」だったらいいと思う。実際に動いている中でということなので、それは妥当なところだと。

富本理事 区役所でもそうだが、本来はこうだが、運用とか規則とかいろいろ、実際はこうだから認めているという例があって、それがいろいろ議会でも議論になったりするが。
新城議員 現実はそのだからと。

富本理事 ただ、一般論として、確かに歴史的経緯は私どもよく理解はしているが、歴史的経緯だけで、本来は2人以上という集団ということが大前提として、大きなルールとしてはある。実際そういう歴史的経緯でそうになってきたが、その歴史的経緯を別に否定するわけではない。だから認めている現実もある。とはいうものの、会派は一応集団だということに1回立ち戻ることも大事だと思うので、そこで実際に運用ということをやっているということによって認めていこうということ。「例外」がきついのであれば、「運用」ということで。あくまでも、歴史的経緯があった中で、運用として1人会派というのは認めているという現実がある。

では、よろしければ、「運用として1人1会派も認める」ということで、お願いしたい。1つ解決した。

続いて、意見開陳のほうに行く。

議会事務局次長 意見開陳は、会派のあり方と関係してくるということで、同じように、「議会運営の実際」の抜粋をつけた。こちらについては、301ページ、「討論の役割、順序、対象」というところから始まるが、こちらも参考にしていきたい。

意見開陳、討論だが、案件に対する会派の表明をする場という記載がある。それが主だという説明が入っている。それぞれの委員会の委員については、会派の代表として、それぞれの委員会の一員となっているところがあり、これも前回の議論の中でも出ていたが、委員会中心主義をとっている中では、委員会での討論、意見開陳がイコール会派意見として尊重すべきというのは疑いのないところと考えている。それに加え、1日1委員会という形で委員外議員の討論、賛否の意見を述べる場として、そういった機会を拡大してきたという経過がある。

加えて、どのような議論があったのか、委員外の議員、傍聴者に理解してもらうために、本会議では、どの会派がどのような意見だったのかわかるような丁寧な報告としてきたという経過もある。

306ページのところにあるが、討論については同一案件に1人1回であることということで、1人1回の原則というものも存在する。会派の代表として会派意見を述べるに当たっては、会派の意見も統一すべきだという解釈ができるのではないかと考えている。

とはいっても、本来発言は制限すべきではないということもあるので、そういったことも含め、今回の申し合わせの上では、あくまでも議会運営上、効率、公平な運営をするために議運で協議するという形にしてはどうかと考えている。文言は、最後のほうで出ていた形で、読み上げると、2行目からになるが、「一会派の議員が意見を述べたい場合、または当該委員会に属さない会派の議員複数が、それぞれ意見開陳を述べたい旨の申し出があった場合は、理事会に報告し、議会運営委員会で協議をする。」という形ではいかがか。

裏面に移り、予特、決特のほうも、(4)「会派で2名の意見開陳を希望する旨の申し出があった場合は、理事会に報告し、議会運営委員会で協議をする。」同じような文言で整理した。こちらを踏まえて議論いただきたい。

富本理事 これも、議会運営の本などを見ると、例えば一番最後、「会派制をとっている議会では会派を代表して討論を行うので、会派の数だけの討論があればよいでしょう。」と書いてあったりもするわけで、いわゆる例外的な規定の話をしている。私どもの議会でも、基本的にはそういう方向性でやってきた。

そういう中での例外的な問題で、確かに発言は制限すべきでないということは、当然皆さんそのように認識をしているが、とはいっても、あくまでも例外的な規定でもあるので、その例外にどう対応をするか話をしている中で、先般、議運で可否をいきなり決定する文章があって、そうではなくて、報告をし、議運の場で協議をしていこうではないかというような形でどうかということでも話をした。事務局からも先ほど、会派のあり方と関連する部分の質問ということで、原則として杉並区議会は会派制をとっており、案件の審議は委員会中心主義でやっている。委員長報告も、先ほど言ったように、委員外議員の発言も認める形をとりながら、委員外議員の発言も入れて委員長報告は行っている現実もある。それから会派名を入れるようにした。例えば日本共産党区議団はこう言った、杉並区議会自由民主党はこう言った、こういう形で、会派の意見もわかるようにしてきた。

確かに、前も話が出たように、会派の意見と自分1人の意見が違って、反対意見を述べて会派を分かれるという場合は、政治的にいたし方ないということもあるが、会派意見に対してさらに上塗りをするということ、その辺については、議会運営の効率化、他会派との公正性から見てどうなのかということまで話がされてきたので、協議をするという形でどうなのか。

これは共産党が話をされていたが。

くすやま理事 先週の金曜日の後、団会議でこのことについてはまだ話し合えてなかったので、申しわけないが、きょうこの場で、この間の結論というか、その後会派で話し合っただったというのではない。

富本理事 共産党が理解いただければ、私もその後いろいろと議会内をふらふらと皆さんの意見を、傍聴に来ていた議員の意見も聞いたが、理解できる範囲が多かったという認識は得ている。

くすやま理事 協議をするというようなところでいいのではないかと。

富本理事 そのような意見が結構あった。そこを勘案した上で、くすやま幹事長、リーダーとして共産党をきちっとまとめたいと思う。特段発言を制限するというつもりはなくて、政治なので、いろいろな局面があるから、それをきちっと報告した上で、協議をして、いきなりイエス、ノーということではなくて、なるべく民主的に議会運営委員会の中でも取り扱いをしていきたいと考えているが、一応協議をするという方向でいかがか。ただ報告のみではなくて、一応協議をして決めていくという形。この本にもいろいろ書いてある。例えば、一応議運のほうで協議をなささい、そして決められるというようなことがある。そういうことがほかにもあるわけで、それを杉並区議会としては自制して現在までやってきてない部分もある。そういうことも含めてやってきているので、そこは、信頼関係で成り立った上での協議をするということまで理解いただきたい。

では、きょうは、共産党の意見が決まってないので、なるべく早急に議論を、前向きな方向でまとめていきたい。

島田理事 会派みんな306ページをしっかりと読んでから議論していただきたい。

富本理事 それでは、きょうは1点ご了解いただいた。残りの部分を含めて、一応第1回定例会から皆さんに配ったほうがいいという話があったが、共産党の空気としてはどうか。これがまとめれば、一応ここまで含めた上で第1回目の申し合わせ事項が出せるので、1定に向けて。ちょうど期間的にもよろしいかと思っているが。

くすやま理事 13日までということか。

富本理事 それまでに出せればと思った。あした議運があるので。

議事係主査 議運で承認してから皆さんに発送すると考えていたのか。

富本理事 共産党が議論される機会は、あしたあるか。

くすやま理事 きょう午後。

富本理事 では、それで方向を聞いて、どのタイミングで出すかということはまた協議したい。

それでは、一応、今1点は確認できたということで、残り1点については共産党の意見待ちということで、よろしく願います。

くすやま理事 それで、意見を聞いてどうするか。

富本理事 様子を事務局に教えていただきたい。それでまた日程を入れる。

それでは、本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

議会事務局次長 1点だけお願いがある。あすの議会運営委員会だが、区政経営計画書を使うので、議会運営委員会委員に、あした持参するよう伝えていただきたい。

富本理事 では、よろしく伝えていただきたい。

なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時01分 閉会)